

VOC 排出抑制制度 中環審



中央環境審議会大気環境部会の揮発性有機化合物排出抑制専門委員会と揮発性有機化合物測定方法専門委員会は平成17年2月24日までに、揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制制度実施にあたって必要な事項についての報告案をそれぞれまとめ、この案について17年3月23日まで意見募集を行うことにしました。

今回公表された2報告案のうち、揮発性有機化合物排出抑制専門委員会の報告案は政令・省令で規定する規制対象施設、排出基準値について検討を行ったもので、(1)塗装、接着、印刷、化学製品製造、工業用洗浄、VOC貯蔵の6つの施設類型のうち、VOC排出量が年50トン程度以上の施設を規制対象施設とすること、(2)排出基準は排出抑制技術の採用実態を踏まえ施設の類型ごとに設定すること、(3)21年度末まで規制の猶予期間を設けること、(4)規制対象外施設からの排出抑制対策として事業者の自主的取組み支援を行うこと、を提言しています。

一方、揮発性有機化合物測定方法専門委員会の報告書案は排出ガス中のVOC濃度測定法と規制対象から除外する物質を検討し、(一)測定法として「触媒酸化 - 非分散形赤外線分析計」か「水素炎イオン化形分析計」を使うこと、(二)オキシダント生成能が低いメタンなど8物質を規制から除外すること、という検討結果を示しています。

資料:2005年2月24日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

